

## 前橋市空家等利活用ネットワーク事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、不動産関係団体と市が相互に連携・協力をして、市内の空家等の市場への流通を促進することにより、特定空家等の発生の防止と空家等の利活用を推進する事業（以下「前橋市空家等利活用ネットワーク」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 不動産関係団体 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全国不動産協会群馬県本部をいう。
- (3) 協力事業者 不動産関係団体の構成員のうち、前橋市空家等利活用ネットワークへの協力を申し出たものをいう。
- (4) 相談員 協力事業者の代表者又はその社員等のうちから、前橋市空家等利活用ネットワーク事業を担当し、空家等の利活用に関する市民からの相談に応じる者をいう。
- (5) 宅地建物取引士 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引士をいう。
- (6) 前橋市空家利活用センター 前橋市建設部建築住宅課に設置し、市民からの空家等の利活用等に関する相談を行う窓口をいう。

### (登録)

第3条 協力事業者の登録（以下「登録」という。）を希望する者は、市長に登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 登録の申請ができる者は、不動産関係団体の構成員に限るものとする。
- 3 市長は、登録の申請があったときは、これを審査し、相談員の配置その他の要件を満たしていると判断したときは、当該申請者を登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録を行ったときは、当該協力事業者に対し、登録通知書（様式第2号）を送付するものとする。
- 5 登録の期限は、登録した日が属する年度の末日までとする。ただし、登録した協力事業者から第7条の規定による解除の申し出がない場合は、その期限を1年間延長するものとする。

### (相談員)

第4条 協力事業者は、相談員を置かなければならない。

2 相談員は、一の協力事業者につき、3人まで置くことができる。

3 相談員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 宅地建物取引士の資格を有する者

(2) 概ね5年以上の不動産の開発、取引、賃貸、管理等の業務経験のある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（前橋市空家利活用ネットワーク事業の内容）

第5条 前橋市空家利活用センターは、市民等から空家の売買、賃貸借等の要望等があった場合は、登録された協力事業者に対し、当該空家等に関する情報を提供し、又は情報を求めることとする。

2 前項の規定により、空家等に関する情報の提供を受け、又は情報を求められた協力事業者は、可能な範囲で当該空家等の市場への流通に関する情報又は市場に流通している空家等に関する情報を空家利活用センターに提供するものとする。

（協力事業者の選択）

第6条 前橋市空家利活用センターは、協力事業者から前条第2項の規定による情報の提供があった場合には、当該要望等があった市民等に対し、当該情報を提供するものとする。

2 前項の規定により、情報の提供を行った場合において、空家等に関する売買、賃貸借等の交渉を行う相手方となる協力事業者の選択は、当該市民等が行うものとする。

（登録の変更）

第7条 協力事業者は、登録した内容に変更が生じたときは、変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、登録事項を変更し、その旨を当該届出があった者に送付するものとする。

（登録の解除）

第8条 協力事業者は、登録の解除を希望するときは、登録解除届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該登録を解除した旨を通知するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

(1) 不正又は不誠実な行為を行ったとき。

(2) 不動産関係団体を退会したとき。

(3) 相談員が第4条第3項に規定する資格を満たしていないとき。

(4) 相談員が欠けた場合において、その後任となる相談員を置かないとき。

2 市長は、前項の規定により登録事業者を取り消したときは、当該登録事業者であった者に、その旨を通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

前橋市空家利活用ネットワーク協力事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地  
（住所）

法人名  
代表者氏名  
（氏名）

連絡担当者氏名

（TEL ⑩）

「前橋市空家利活用ネットワークの手引き」の記載内容を承諾の上、協力事業者として登録したいので、申請します

○所属不動産関係団体

- 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
- 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部

※いずれか□にレを記入してください。

（注）前橋市空家利活用ネットワーク協力事業者登録簿を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

前 建 住  
年 月 日

様

前橋市長

前橋市空家利活用ネットワーク協力事業者登録通知書

あなたを前橋市空家利活用ネットワーク協力事業者として登録しましたので、通知します。

登録番号	
所在地 (住所)	
事業所名称 代表者氏名 (氏名)	
登録相談員氏名	

※所在地、事業所名称・代表者氏名、登録相談員に変更があった場合は、変更届を提出してください。

様式第3号（第7条関係）

前橋市空き家利活用ネットワーク協力事業者変更届

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地  
（住所）

法人名  
代表者氏名  
（氏名）

⑩

連絡担当者氏名

（TEL ）

前橋市空き家利活用ネットワーク協力事業者の登録事項を変更したので、届け出ます

	新	旧
所在地 （住所）		
事業所名称 代表者氏名 （氏名）		
登録相談員氏名		

※変更箇所のみ記載

様式第4号（第8条関係）

前橋市空き家利活用ネットワーク協力事業者解除届

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地

（住所）

法人名

代表者氏名

（氏名）

⑩

連絡担当者氏名

（TEL ）

前橋市空き家利活用ネットワーク協力事業者の登録を解除したいので、届け出ます。